

特定生産緑地（鎌倉市）の指定

令和 3 年（2021 年）2 月 1 日

鎌倉市長 松尾 崇



生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第 4 項の規定に基づき、次のように公示する。

番号	位置	特定生産緑地の面積	指定期限日
特-31	鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷地内	約 560 m ²	令和 14 年 11 月 13 日
特-40	鎌倉市今泉二丁目地内	約 2,050 m ²	
特-41	鎌倉市今泉二丁目地内	約 570 m ²	
特-46	鎌倉市二階堂字紅葉ヶ谷地内	約 1,060 m ²	
特-88	鎌倉市鎌倉山四丁目地内	約 540 m ²	
特-100	鎌倉市常盤字殿入下地内	約 500 m ²	
特-103	鎌倉市梶原一丁目地内	約 590 m ²	
特-113	鎌倉市山崎字谷脇地内	約 1,050 m ²	
特-116	鎌倉市山崎字清水塚地内	約 2,270 m ²	
特-117	鎌倉市山崎字清水塚地内	約 1,630 m ²	
特-128	鎌倉市寺分一丁目地内	約 880 m ²	

「区域は指定図表示のとおり」